

在日米軍横田基地の再編に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年三月十三日

緒方靖夫

参議院議長 千景殿

6

7

在日米軍横田基地の再編に関する質問主意書

日米両政府は、昨年十月二十九日の日米安全保障協議委員会で、米軍及び自衛隊の再編について、「日米同盟・未来のための変革と再編」と題する文書（以下「合意文書」という。）を発表した。合意文書は、東京都に所在する在日米軍横田基地の再編に言及しているが、その具体的内容は明確にされていない。

そこで、合意文書のうち、横田基地の再編にかかわる事項について、以下質問する。

一 横田基地に設置される「共同統合運用調整所」について

1 「共同統合運用調整所」（以下「調整所」という。）を設置するというのが、この「調整所」は「日米防衛協力の指針」における「調整メカニズム」や「日米共同調整所」と同一のものであるのか。あるいは、違う組織をつくるということで合意したということであるのか。後者の場合、それぞれ、どこがどのように違うのか明確にされたい。

2 「調整所」は在日米軍司令部が設置し、自衛隊との共同使用を行うことが明記されているが、なぜ、このような仕組みをとることとしたのか。

3 「調整所」の構成について、その規模、日米各々の構成メンバーの軍種（米軍の陸・海・空軍及び海

兵隊の区分並びに自衛隊の陸上・海上・航空の区分を指す。以下同じ。）、階級はどのようなのか。

4 「調整所」とは、どのような機能を果たすのか。

5 ここでいう「調整」とは、いかなる行為を指すのか。その「調整」は日米の部隊の作戦指揮・統制の「調整」なのか。

6 名称に「統合」とあるが、これはどういう意味を指すのか。「統合運用」の「調整」とは、日米の各軍種間の作戦を「調整」することであるのか。また、日米は双方又はどちらか一方が複数の軍種にまたがる部隊間で共同して作戦を行うことを想定しているのか。

7 政府はこれまで、ミサイル防衛システムによる弾道ミサイルへの対処について、イージス艦や高射群等、異なる軍種の部隊が関わるものとして説明してきたが、このようなミサイル防衛システムの運用上の必要から、「統合」としているのか。また、ミサイル防衛システムによる弾道ミサイルへの対処以外の作戦もここでの「調整」の対象とするのか。

8 「調整所」を通じて関連するセンサー情報を共有するとされるが、航空自衛隊航空総隊が日常収集し

ている航空情報や周辺諸国の情報もここに集約し、日米で共有するのか。

二 横田基地の共同使用と米第五空軍司令部及び航空自衛隊航空総隊司令部の「併置」について

1 航空総隊司令部と米第五空軍司令部を併置する (collocate) とあるが、この「併置」とはどういう意味か。各々の司令部が使用する建物を二つ並べて設置するのか、若しくは同じ建物の中に二つの司令部を置くのか。

2 合意文書における「併置」と「共同使用」とはどう違うのか。

3 合意文書は「併置」するものとして、「航空総隊司令部及び関連部隊」を挙げているが、この「関連部隊」の構成（人員、規模、装備等）はどのようなものか。

4 現在、横田基地は日米地位協定第二条一項(a)の規定に該当する米軍の占有施設であるが、自衛隊と米軍の共同使用を行う場合、これに該当しないこととなる。同基地の「施設及び区域」の管理権は、どのように変更されるのか。

右質問する。

①

②